

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

## 秋田県規則第四十九号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成十三年秋田県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同条に次の二号を加える。

九 法第十三条第二項の規定により保護者に対し助言を行うこと。

十 法第十三条第三項の規定により同条第二項の助言に係る事務の全部又は一部を委託すること。

様式第四号表面中「虐待」を「虐待」に改め、同様式裏面中「前条第一項の規定による出頭求めに応じない」を「正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は回避した」に、「行い」を「行い、」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。